



# 「出前」講習会のご案内

平成29年4月

## 労働安全衛生特別教育（低圧電気取扱者）出前講習会

労働安全衛生法では、電気取扱業務の従事者に対し労働安全衛生特別教育を行うことを事業者  
に義務付けており、日本電気協会北海道支部は関係団体のご協力のもと、低圧の電気取扱  
者に対し事業者に代わって法令に定められている特別教育（学科・実技）を実施しています。

都合により当支部の講習会へ参加ができない方々で、出前による講習会を希望される事業所  
のみなさまには、出前講習を開催しております。

なお、学科、実技の全科目修了者には「修了証」を発行します。

＜講習科目＞ ☆対象者：低電圧の開閉器操作業務を行う方

科 目	内 容	時間
低圧の電気に関する 基礎知識	・ 電気の基礎知識（電気の危険性、短絡、漏電、接地、電気絶縁） ・ 電気災害の発生状況など	1時間
低圧の電気設備に 関する基礎知識	・ 電気設備の基礎知識（配電設備、変電設備、配線、電気使用設備） ・ 保守および点検 ・ ビデオ「低圧電気取扱の基礎知識」	2時間
低圧用の安全作業用具に 関する基礎知識	・ 絶縁用保護具、絶縁用防具 ・ ビデオ「低圧電気取扱の基礎知識」 ・ 安全作業用具の種類、管理方法など ・ 感電時の救急処置	1時間
低圧の活線作業および 活線近接作業	・ 作業管理 ・ 災害防止、災害事例 ・ ビデオ「低圧電気災害と安全」 ・ ビデオ「感電事故の救急処置」	2時間
関係法令	・ 法令および安全衛生規則の関係条項 ・ 関係指針、規格など	1時間
実 技 教 育	・ 低圧電線路の開閉作業 ・ 活線、停電の確認方法など	1時間

教育実施時間合計：講義7時間、実技1時間

＜日 程＞ ☆日程調整をしますので、予定する日の2か月程度前にお申込みください

項 目	出 前 場 所	日 程 (調整可)
パターン 1	当支部(札幌)から 1時間以内	第1日：9時～18時
パターン 2	当支部(札幌)から 概ね3時間以内	第1日：13時～18時、第2日：9時～12時
パターン 3	当支部(札幌)から 3時間程度以上	第1日：9時～18時（前後1日移動日）

＜出前料金＞

(税込)

項目	人数	15名～29名		30名～50名	
		一般企業	会員企業 注1	一般企業	会員企業 注1
パターン 1		13,000円/人	10,000円/人	12,000円/人	9,000円/人
パターン 2		15,000円/人	12,000円/人	13,500円/人	10,500円/人
パターン 3		17,000円/人	14,000円/人	15,000円/人	12,000円/人

注1. 日本電気協会北海道支部または北海道電気安全委員会の会員(企業、団体)

注2. 会場費や交通費などが別途必要となる場合があります



**出前講習**  
申込 2 か月前



低圧電気取扱者に対する

**労働安全衛生特別教育出前講習会 申込書**

※必要事項をご記入し、選択部分は○で囲んで下さい

会社名 団体名	(ふりがな)			
住所	〒			
担当者	所属	氏名		
電話番号	☎		FAX	
Eメール	@			
会場・備品 について	会議室等の講習会場	プロジェクター	スクリーン	スピーカー
	あり ・ なし	あり ・ なし	あり ・ なし	あり ・ なし
(通信欄) ※ 別途調整しますので、希望する月日、週、受講予定人数などを記入願います ・講習日時：平成 年 月 日( ) : ~ : ・受講者数： 名程度 ・講習場所：				

<参考法令>

**労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)**

**(安全衛生教育) 第59条**

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

---

**労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)**

**(特別教育を必要とする業務) 第36条**

法第59条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

(一号、二号、三号省略)

四 高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

---

**安全衛生特別教育規程(昭和47年9月30日労働省告示第92号)**

**(電気取扱業務に係る特別教育) 第6条**

安衛則第36条第四号に掲げる業務のうち、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

(第2項、第3項省略)